EX-IC サービス（J-WEST カード（エクスプレス））に関する特約

本特約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

第 1 章　総則

第 1 条（総則）

1. 本特約は、Club J-WEST メンバー規約（以下「メンバー規約」といいます。）、J-WEST カード会員規約（以下「カード会員規約」といいます。）及びエクスプレス予約サービス（J-WEST カード（エクスプレス））に関する特約（以下、「EX 予約特約」といいます。）の特約とし、メンバー規約、カード会員規約及び EX 予約特約と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
2. EX 予約特約に定める J-WEST 会員は、エクスプレス予約サービスの利用のための登録手続に際して携帯電話、スマートフォンまたはパソコンを用いたインターネットの画面に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなされます（以下、本特約を承諾しているものとみなされた J-WEST 会員を単に「会員」といいます。）。
3. 会員は、J-WEST 会員でなくなったときは、当然に会員でなくなります。

第 2 条（用語の定義）

1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

⑴　「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。
⑵　「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードの固有の番号をいいます。
⑶　「提携企業」とは、会員に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。
⑷　「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
⑸　「会員情報」とは、会員が EX 予約特約第 2 条第 1 項の定めにより登録した事項（EX 予約特約第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。

2. 本特約に定めのない用語の定義については、EX 予約特約に定めるところによるものとします。

第 3 条（本特約の変更）

1. 当社は、事前に会員に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、会員は、変更後に EX-IC サービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなされます。
2. 当社は、前項の変更に起因して、会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第 2 章　EX-IC サービス

第 4 条（EX-IC サービス）

EX-IC サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、メンバー規約第 2 条に定める「J-WEST ID」を利用した全てのサービスの一種であり、携帯電話、スマートフォンまたはパソコンを用いたインターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」といいます。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等をすることができる旅客運

送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」といいます。）において入出場する際に EX-IC カード等が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC 運送契約」といいます。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員にとって不利になる場合があります。

第 5 条（EX-IC 運送契約の内容）

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が定める「EX-IC サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、JR 東海が定める約款によるものとします。

第 6 条（受付期間、受付時間）

本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間及び時間は、当社が別に定めるところによるものとします。

第 7 条（申込）

会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。なお、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、当社が別に定めるところによるものとします。

第 8 条（申込及び決済の方法、契約の成立等）

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話及びスマートフォン専用サイトでの申込を除きます。）に対する当社からの回答の通知は、会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と合わせて「お預かり番号」の通知等を行います。
4. 第 2 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前項において、何らかの事由により電子メールの到達が遅れ、または、登録された電子メールアドレスが不正確であったため電子メールが到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. EX-IC 運送契約の運賃等は、EX 予約特約第 2 条第 1 項に定める会員登録等により会員が登録した J-WEST カードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる限度額は、当該 J-WEST カード利用限度額による制限を受けます。7. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
8. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
9. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの Web サイ

ト画面への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。なお、変更、解約等の承諾の通知が電子メールによって行われる場合については、第 4 項及び第 5 項の規定を適用します。
10. 前項により、第 6 項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、J-WEST カードにより精算することとします。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算する場合があります。
11. EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の運賃等の払いもどしを行います。そのため、変更後の EX-IC 運送契約の締結可能額は会員の J-WEST カード利用可能額による制限を受ける場合があります。
12.会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める J-WEST カードエクスプレス予約サポートダイヤル（以下、「EX サポートダイヤル」といいます。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

第 9 条（契約の締結、変更後の取り扱い）
会員は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの Web サイト上にて確認することができます。

第 3 章 付帯サービス
第 10 条（付帯サービス）
当社または提携企業は、特典として EX-IC カードに付帯するサービス（以下「付帯サービス」といいます。）を会員に提供することがあり、会員は、当社または提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページへの掲示等の方法により通知します。

第 4 章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め
第 11 条（本サービス等の変更、中断、終了等）
1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスまたは付帯サービス（以下、総称して「本サービス等」といいます。）の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」といいます。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供の中断もしくは会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
⑴ システム等の保守、点検を行う場合。
⑵ システム等に障害が発生した場合。
⑶ 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。
⑷ その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。
4. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供を終了させることができるものとします。
5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って会員または第三者に生じた不

利益については、一切の責任を負いません。

第 12 条（通知の方法）

1. 当社から会員への本サービス等の内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスの Web サイト、当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページ上への掲示、会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信、会員情報として登録された住所への郵便物の送付、会員情報として登録された電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスの Web サイト、当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに会員情報として登録された住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前 2 項において、会員情報として登録された電子メールアドレスまたは住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 13 条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章から本章までの定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第 5 章 EX-IC カード

第 14 条（EX-IC カードの発行及び効力）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、J-WEST 会員に対し、EX-IC カードを発行し、貸与します。
2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 当社は、別に定める場合を除き、J-WEST カードの送付先住所として登録された住所に、EX-IC カードを送付します。
4. 会員は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含みます。）を使用、管理しなければなりません。
5. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、または付帯サービスを利用するときは、常に EX-IC カード及び J－WEST カードを携帯し、当社、JR 東海または提携企業の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれらを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことまたは付帯サービスの全部もしくは一部の提供を受けられないことがあります。
6. EX-IC カードは、個人の会員名をカードの表面に記載した記名式カードであり、EX-IC カード表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。
7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

第 15 条（EX-IC カードの有効期限及び更新）

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。

2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。

3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第 16 条（EX-IC カードの回収、返却）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、JR 東海または提携企業は、会員に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービス等の提供を終了することがあります。

⑴ 本特約に違反した場合。

⑵ EX 予約特約第 2 条第 3 項の会員登録の取消を受けた場合。

⑶ 当社が定める期間内において、一回も本サービスを利用していない場合。

⑷ 会員が本人以外の第三者に EX-IC カードを使用させた場合。

⑸ EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合。

⑹ 換金目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

⑺ EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。

⑻ 会員が、当社への約定支払額の支払いを怠った場合等。

⑼ EX-IC 運送契約の内容について、当社または JR 東海が別に定める「EX-IC サービス運送約款」に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合。

⑽ 当社または JR 東海から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。

⑾ その他、会員の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項により会員が EX-IC カードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 17 条（EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用）

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。

2. 会員の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 7 項の定めの他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

⑴ 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。

⑵ 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。

⑶ 本特約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。
⑷ 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。
⑸ 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合。
⑹ 前項の申し出の内容が虚偽である場合。
3. 当社は、第 1 項の申し出を受理した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」といいます。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 7 項の定めにかかわらず、会員は一切の責任･債務･負担等を負わないものとします。

第 18 条 (EX-IC カードの再発行)
1. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理･保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
2. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失･盗難･毀損･滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。
3. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、会員は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 会員は、第2項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は当社が電話予約クレジット決済サービス取扱約款（平成 12 年 2 月 24 日西日本旅客鉄道株式会社公告第 49 号）に基づき、会員の J-WEST カードにより決済するものとします。

第 19 条 (当社の免責事項)
当社は、EX-IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。
⑴ 会員の EX-IC カードの使用上の誤りにより会員または第三者が被った不利益。
⑵ システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断･遅滞･中止したことにより会員または第三者が被った不利益。
⑶ J-WEST カード、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員または第三者の被った不利益。
⑷ 当社が会員から第 17 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員または第三者の被った不利益。

改定日　平成 27 年 8 月 29 日